

新病院指定管理者選定委員会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日
要 綱 第 1 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、平成 23 年 4 月に開院予定の共立湊病院組合による新病院（以下「新病院」という。）の管理運営を民間医療機関等へ委託するにあたり指定管理者の選定を厳正かつ公平に行うため、新病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は次の各号の事務を所掌する。

- (1) 新病院の指定管理者の募集要項及び選定基準等に関すること。
- (2) 新病院の指定管理者を受けようとする法人その他の団体等（以下「法人等」という。）が提出する申請書、事業計画書等の内容の評価及び指定管理者候補法人等の選定に関すること。
- (3) その他組合管理者が必要と認める事項に関すること。

(構 成)

第 3 条 選定委員会は、組合管理者が依頼する有識者等からなる 3 名の委員により構成する。

- 2 委員の任期は、共立湊病院組合病院事業の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項により、組合管理者が指定管理者の指定を行うまでとする。

(委員長)

第 4 条 選定委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

(会 議)

第 5 条 選定委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長は、選定委員会の会議の議長となる。
- 3 選定委員会は委員全員が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、選定に関し必要があると認めるときは、法人等又は関係職員を選定委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第7条 委員は、第2条各号に掲げる事項について、募集に応じた法人等に対していかなる援助も行ってはならない。

(事務局)

第8条 選定委員会の庶務は、組合事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

新病院指定管理者選定委員会構成委員名簿

役 職 名	氏 名(敬称略)
社会福祉法人恩賜財団済生会 常陸大宮済生会 病院長	伊 東 紘 一
全国社会保険協会連合会 参事	近 藤 俊 之
福島県三春町保健福祉課長 総務省公営企業アドバイザー	遠 藤 誠 作